

我々が眞實の叫、眞實の要求をなす時にあたり當局者は單に我々を危険視し、組合の當然なる要求を封鎖せんとし不合理なる截首を斷行し其家族に迄悲痛を與へる事は我々として絶對反對すべき理由なり

二、貨銀値下せぬ様せられたし

理由：我々の収入が近時屢々低減せられ現在に於ては、かなり我等の生活を脅かしつゝあり、我等の窮乏せる生活は之以上の収入減に耐へ得ざる實情にある従つて現在の収入を絶對に低下せしめぬ様せられたし

三、賞與減額反對

理由：我々の所得は全部生存費の爲費され營養物を得る余有も無く悲惨な生活を續け居り必然賞與は我々の固定収入として居る現狀にある故、賞與減額せぬ様せられたし

四、懲罰委員増員及選舉方法改正せられたし

理由：懲罰委員會は所謂、裁判所にして公平な裁斷を下さなければならぬ。故に本局側と同數の（現業員選出）懲罰委員を選出並に被懲罪者出席發言の自由を許す様せられたし尙選舉方法改正せられたし

五、夏季手当増額せられたし

理由：我々交通労働者の日常勤務は他の職業に従事する労働者に比して隔大の相違ある事は吾々従業員の罹病率を見ても明にして、とり分け極暑に於ける我々の勤務は殊に多き海水浴客の増加と繁雜なる我々の職務は心身を疲勞に疲勞させ、夏季手当支給は當然の當である、而し從來の手當は余りに少額である故増額し支給せられたし。

める爲に毎年父母の事

八、忌引擴張に

理由：配遇者の父も配遇者の悲しむ義孝道を完ふする事云ふ迄もなく殊に配遇者父母の死に務ありて我々一生に故に實父母同様忌引

九、補助車掌定

理由 補助車掌と同様勤務上にも社会のにて補助と本務と下を制定せしものに違せば直ちに本務

十、共濟組合評議

理由 出張所分れ繁雜を極め、評議に極めて復雜なる任務員中より選出の

十一、工務課共

理由 我々の日常さすべき余有もな障を來す現狀にありれる事は生活に余有困却いたす故自由

昭和五年四月二十二日

日本交通總聯明

横濱市

横濱市電氣局長

永田兵三郎殿